平成２４年（フ）第４００号
静岡県熱海市林ガ丘町10番４号　ベルシエル熱海104号
破産者　一ツ木　久
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満830番地18
破産者　汐﨑　英嘉
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第７５号
鳥取県米子市安倍97番地36、開始決定時の住所鳥取県米子市日ノ出町１丁目13番19号
破産者　田邊　　隆
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１５８号
島根県松江市天神町60番地４　玉井アパート１号室
破産者　吉岡　邦治
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１２３号
沖縄県那覇市首里鳥堀町５丁目26番地
破産者　徳村　政吉
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３９６号
島根県浜田市旭町丸原380―15、開始決定時の住所広島市中区上八丁堀２―６
破産者　掛越　康彦
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８２号
広島市安佐南区祇園２丁目18番13号
破産者　西本　幸夫
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２６号
北九州市小倉南区貫弥生が丘１丁目５番６号
破産者　廣島　芳雄
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９３号
大分市大字小池原872番地の22
破産者　弘中　秀司
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２１号
大分市中津留２丁目４番７号、開始決定時の住所大分市大字皆春727番地
破産者　安部　浩司
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４４２号
仙台市太白区東郡山１丁目９番15―305号
破産者　澤出　弘二
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８６８号
仙台市泉区上谷刈字向原10番地の31
破産者　佐藤　幸正
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
福島県須賀川市保土原字北屋敷46番地
破産者　橋本　祐一
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
福島県須賀川市保土原字北屋敷46番地
破産者　橋本　幸子
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３４３号
静岡県磐田市長森75番地
破産者　八木光輝彦
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
愛知県あま市木田白見懸65番地１　コーポエム３―１Ｂ、開始決定時の住所愛知県あま市木田八反田24番地１
破産者　志波　　勝
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９４４号
愛知県あま市木田小塚６番地14　ラドーニタワー美和704、開始決定時の住所愛知県あま市小橋方海用615番地
破産者　伊藤　敏一
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部